

## 障害者差別解消法をめぐる障害当事者団体の見解はなにか

—当事者運動に連帯可能なソーシャルワークの理論的視座の検討に向けて—

○明治学院大学 博士前期課程 氏名 佐伯 賢 (会員番号 010352)

キーワード：当事者運動・障害者差別・批判的ソーシャルワーク

## 1. 研究目的

本研究は批判的ソーシャルワーク実践理論の文脈にもとづいて、当事者運動との連帯について検討を行うものである。ラディカルソーシャルワークや反抑圧ソーシャルワークといった批判的ソーシャルワーク実践理論は、当事者運動や、社会正義を志向した社会運動との連帯を重視している。I.ファーガスンは、労働組合運動や精神保健サービス利用者の運動を、D.ベインズは薬物使用者の活動家団体などを取り上げて、ソーシャルワークが連帯していくことの重要性を論じている。

当事者運動との連帯を重視する背景には、システム理論や生態学理論に基づいた従来のソーシャルワーク理論に対する批判が含意されている。システム理論や生態学理論の限界については、全体における均衡性や調和性を捉えることはできても、相互関係における関係性の内容が抑圧であるのか、権力が働いているのか、などを捉えることが困難であると指摘されている。こうした問題意識から、社会構造の分析が重視され、構造的な抑圧を問題化するものとしての社会運動、当事者運動に着目して、ソーシャルワークがそこに連帯していくことの重要性が論じられている。

日本における様々なマイノリティをめぐる状況として、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、LGBT理解増進法などのマイノリティ関連法が次々に成立していったことが挙げられる。これらの法の成立には当事者団体が深く関与しており、当事者団体との連帯を議論していく上では、これらの法をめぐって当事者団体がどのような見解を持っているかを確認することが重要だと考えられる。

本研究では、障害者差別解消法と障害当事者団体に着目し、法の成立に向けて当事者団体が何を要求し、成立後において何を問題としているかを検討することを通じて、ソーシャルワークが当事者団体と連帯する上で必要な視座の一端を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

文献研究によって以下の2点を検討する。1点目は、障害者差別解消法が、障害者に対する社会的抑圧の克服という広範なビジョンの中でどのような位置にあるか、2点目は当事者団体が法の成立前において何を要求し、成立後から現在にかけて何を問題としてきたかである。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会倫理規定を遵守したものである。本報告に関連して開示すべき COI 関係にある企業等はない。

#### 4. 研究結果

2007年障害者権利条約署名後、2009年に政府が条約批准のための閣議決定をしようとしたが、国内の法整備を先に行うべきという立場から障害当事者団体は反対の立場を取った。2008年には障害者自立支援法違憲訴訟があり、2010年に国との間で交わした基本合意文書の中で、様々な事項とともに条約批准に向けた法整備が要求されている。障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会では、2012年に差別禁止法に関する意見を取りまとめている。部会意見では差別の定義や障害女性の複合差別の問題などが記されたが、それらは条文に明記されなかった。2014年障害者権利条約に批准し、2022年国連による初回の対日審査が行われた。障害当事者団体は現地でのロビー活動やパラレルレポートの作成を行い、国際人権システムの活用した運動が続いている。

障害者差別解消法をめぐる当事者団体の様々な見解の中で、この法律が差別の解消を国家の責任ではなく、個人と個人の間の問題にすり替えられてしまう危険がある、という指摘がなされている点に着目したい。障害者差別解消法との関連も深い障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意を参照すると、そこでは障害が自己責任化されることへの抵抗と、基本的人権に対して国家が公的責任を果たすことを要求していることが読み取れる。こうした視点があることで、構造的な差別の問題が個人間の問題に矮小化されてしまうことへの懸念が立ち上がるのだと考えられる。

#### 5. 考察

「障害者の生活保障を要求する連絡会議」の太田修平は、障害者問題は福祉の問題にすり替えられているが、本質的には差別の問題である、と述べている。この言葉の含意は、障害者を援助の対象として前提するのではなく、いかなる能力を持つ存在であっても差別されない社会をどう作っていくかを考える必要があるのだ、ということであろう。障害当事者団体が、構造的な視点から自己責任論の強化や公的責任の後退を問題化していることは、ソーシャルワークにも示唆的であると考えられる。公的責任の後退に伴うケアの市場化は、ソーシャルワーク実践を変質させていると指摘されている。ソーシャルワーカーとしてこうした状況への抵抗を行うことと、マイノリティの当事者運動がどのように接続しうるかを検討していく必要がある。

#### 文献

- Baines Donna., Clark Natalie. and Bennett Bindi. eds. (2022) *Doing Anti-Oppressive Social Work, 4th ed.: Rethinking Theory and Practice, fourth edition*, Fernwood Publishing.
- Ferguson, Ian(2008) *Challenging Neo-liberalism and Promoting Social Justice*, SAGE.(=2012, 石倉康次, 市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ)